

富士地区一般産業合同労働組合

—その歴史と闘い—

中 村 隆 司

監修 福田 武 寿

一 結 成

昭和二十九年九月四日結成

「富士地区一般産業合同労働組ははじめは十数名の有志が集まって、戸岡町の富士製紙合板会社の寮でささやかな組合結成式を行ないスタートしたのである。初期の組合活動は十数名、数分会から始まった。」

（一九六〇年二月一日、「労働運動」日本アナ連労働運動協議会刊、竜武一郎氏記事より抜萃）

かくの如くして結成された合同労働組は、もちろん、その客観情勢と、当時地区労事務局長であった福田武寿氏の主体的なイデオロギーとの結合の上に始めて成立する訳である。

「富士地区における工場密集度は、次表の如くであり、その八〇％が十五人以下の零細企業である。

十八未満

一八〇三工場

十〜五〇

六四〇

ここに紹介する富士地区一般産業合同労働組（以後単に合同労働組と略す）は、主として中小零細企業に働く労働者を組織した個人加盟方式の組合である。アナキズムが、その影響力を労働運動から失なうて久しいが、紹介子の眼目は、この合同労働組が戦前から労働運動に携わってきた「アナキストの戦いの歴史であると共に、企業別組合へと大企業、官公庁を中心に組織されている日本の労働組合の第二労務課化と、官僚化に、真向から対立し、その枠組を突破していく組織原理を保持し続けているという所にある。この間の事情は、客観情勢——即ち、企業別にしようとしても従業員数が少ない為、組合として充分に機能しえない——にも依るが、不断におそいかかってくる、企業別化への策動に敢然と戦い続けてきた主体の側の強固なイデオロギーを抜きにしては語り得ない。

今、各地に斗う少数派組合がわずかながら生まれつつあり、大労働支配に対して、ほんのわずかではあるが楔を打ち込みつつあるこの時に、合同労働組を紹介することは、意義深いことと思われる。

五〇一〇〇 三九
 一〇〇一五〇〇 五〇
 五〇〇一、〇〇〇 三
 一、〇〇〇以上 三

(昭二十七年十一月)

これら零細企業は家族従業員のための企業を含み、一般的に強度な縁故関係の人的結合関係が支配的でありかつ企業自体が零細性および不安定性をおびているため労働移動率も高く、組合組織率は零に等しい。組織率が零に等しいという点は、これらの零細企業は長時間、低賃金労働が支配的でありオルグの介入する余地がないことによつて一層強められていることも見落すことができない点であろう。このような経済的關係に支配されつつデフレの深刻さに脅かされている零細企業労働者の救済手段はないものであろうか？ この救済が自救としての組織たる企業別組合では駄目なのではないか。さりとて未組織のまま放置されてはなお困る。という考えがこの地区の製紙機械修繕を営む鉄工所の労働者の中から生れ始め、この相談が昭和二十九年七月富士地区労にもちこまれるに至った。」

(労働法律旬報二一七号、昭三十年十一月刊、「中小企業労働者の組織問題と合同労組活動」佐藤進論文より)

「中小企業の単独の企業別組合では切り崩されたり御用化しやすく、その上組合財政の点からも専従オルグが設けられない為団交等うまくゆかない。この不利を克服するためには企業外の富士地区所在の同種もしくは地域を中心としてまとまる中小企業労働

者の個人加盟の組合をつくつたら」

(富士地区労と零細企業労働者の懇談会席上にて)

「私達は十九年前の昭和二十九年九月四日、近江絹糸で人権斗争が行なわれた当時、中小零細企業労働者、臨時工、下請け社外工等多数の未組織労働者の身分と特権的労働条件維持のクッションとして、無権利無抵抗の状況の中で、手を指しのべる仲間もなく、低賃金で、労働強化を強いられており、このような中小零細企業労働者の救済は、日本の労働運動の主流をなしている企業別労働運動では、資本主義的序列に組込まれたまゝその下積みの地位からの脱出は不可能であり、資本主義的序列の中での特権要求ではなく、すべての特権を廃して平等な人権を確立し、一人はすべての仲間の為に、万人は一人の仲間の不幸にその力を結集して努力する事にこそ労働運動の真髓があり、その為、企業の別、職種のを超えた、すべての労働者の団結こそが労働組合の組織形態の基本となるべきであり、その組織実践を通じて、日本の特殊な個別企業集団の利益追及の形から脱皮をも図る事が出来る。それが私達に課せられた任務でもあるとの判断から『一般合同労組』の方式を取り、政党の支配介入と中央集権化をさける為『地域別組織』を取る事として、発足した」

(富士地区合同労組一八年第一号、昭和四十六年八月十日、組合長 福田武寿)

「①企業・業種の別を超えた一地域で一つの労働組合、

②中小零細企業労働者の地位の向上と労働条件の改善、

③ 未組織労働者の結集

〔富士地区合同労組一九年第一号、昭和四十七年九月二五日、組合長 福田武寿〕

このような客観情勢とイデオロギーに基づいて発足した合同労組は、次のような組織目的と運動方針をもってその歩を選び始めたのである。

（合同労組結成の組織目的）

- (1) 中小企業労働者の生存権防衛の結集体として富士地区一本の強力な合同労組を結成する。
- (2) 個人加盟主義を採用し失業の場合も組合員資格を失わない。
（但し失業の場合は組合費は半額免除とする）
- (3) 労組法上の組合資格要件を備え労働委員会の救済を受けられる様な組織とする。
- (4) 富士地区労会議に加盟する。
- (5) 当面教育宣伝活動を中心として組織確立に重点をおく。
- (6) 労働条件の改善を第一段階とし労働基準法の完全実施を目標として押し進める。

（運動方針）昭二九年一月二六日第二回定期大会

- (1) 組織拡大
- (2) 労基法の完全実施
- (3) 社会保険への加入促進

(4) 教育活動

(5) 調査活動

(6) 失業対策

(7) 越年斗争の組織態勢

二、活動・組織化

「組成当初の合同労組の活動方針は、財政基金も皆無であり専ら零細企業労働者の企業外組織として労基法違反の是正とか、その設立を企業主に認識させる程度の活動に主力を注いだ。」（前出、労働法律旬報九頁）

「この斗争に参加した労働者が直接首切りの対象となりやすいのでこれを防ぐため、組合員は一切覆面をして只情報だけを内密に組合に通告すれば表面に名を出している組合幹部がこの処理にあたるという方式をもっており、あくまで組合員保護にあたる」（昭二九年・十二・二十九刊プレス）

「結成後は組合員の事業所で問題が起こることに会合を開き、二ヶ月の内に解雇反対に三回、労基法違反改善に一回成功した。大会社の労働組合のように斗争一本やりでやるわけにはゆかず主食掛売りの交渉や、生活保護法適用の世話から場合によっては経営者と手を握って県労働金庫からの融資や製品注文の幹施までやって企業防衛をしなければならぬ。将来は二万近いこの地区の未組織労働者に呼びかけて組織を強くしてゆきたい」

（福田武寿組合長、昭三十年）

「設立当初の活動方針が、合同労組の存在を零細企業労働者および使用者に認識せしめ労働者の支柱となつてゆくという点で宣伝活動を主にやってゆくというにあったが、単なるスローガンの機関に堕しないように合同労組組合員の関係する事業所のみならず、相談をもち込まれた事業所の紛争にできるだけ介入してゆくという方向をとっている。」

(前出、労働法旬報十頁)

「このような活動で、三十年七月現在までに参加した関係事業所は一五、事業所関係労働者も解雇反対による復職、遅払賃金取立て、賃上げ、日雇労働者の臨時工への繰入れ、定員増加、社会保険加入要求と多々利益を受けている。」

(前出、労働法旬報)

このようにして活動を始めた合同労組にとって、最も困難な問題として現われたのは、オルグ組織化活動と企業別組合としての独立脱退であった。オルグ活動は既にみられるように、紛争事業所への積極介入等によって行なわれているが、自己の労働生活に追われていて自分に関係のある時はいつでも足を運んでくるが、そうでない時は、活動をなし得ないという意識の低さとも斗わっていかねばならない。それと共に企業別組合への組織がえをする労働者意識とも斗わねばならない。例えば結成当時の主要メンバーであった鉄工所の組合員は会社側が非組合員をもって、企業別組合を結成し合同労組員にも働きかけたので、一部の者は、合同

労組を脱退して、その組合に入つたが、その後その組合が解散したので再び合同労組へ加入したという事実があった。

しかし、このような困難な情勢の中で合同労組はその活動を続けてゆく。

「この動きは小さなものであるが将来零細労働者を組織する場合のサンプルとされるとも考えられる。中小企業の経営者も今までの従業員扱い方について反省すべき時期になったようだ」

(日静岡県経営者協会専務理事)

資本の側からのこのような反省と警戒をひき出しつつ、その後五年間に合同労組は発展した。

「現昭和三十五年までの五年間に組織されたものは、業種別では、パルプ、紙加工品製造業、九分会、鉄鋼業一分会、出版、印刷関連産業九分会、機械製造業一分会をはじめとして十二業種二八分会、地域別では富士市内六分会、吉原市内(現在富士市に併合)二分會、沼津市内七分會、三島市内二分會等計三十分會約七〇〇名が加入し活動している。その他吉原市のサッキ製紙労組(約四〇〇名)富士市の富士運送の臨時工(約三〇〇名)等を合同労組に加入させる等発展している。今ではこの地区の中小企業経営者も五ヶ年間の合同労組の正しい労働運動に対して、初期の恐ろしいという恐怖感から、争議の中から話し合いで、いろいろの労働条件を決めて行くという労働組合のあり方にめざめはじめている」

(前出、労働運動、竜氏記事)

この頃が、合同労組の最盛期であったのであるが、この間、総

評の全国一般形成といった、未組織労働者に対する全国的な闘いの盛り上がりがあった。しかも、その方式は、「一般合同労組」方式をとったのである。この間の事情について、合同労組組合長福田武寿氏は次のように書いている。

「その後総評、同盟等の未組織労働者対策として、『合同労組方式』が取り上げられ、三十年には『全国一般』の結成を見、未組織労働者組織化の標準形式とまで見られ、全国的な拡大を見せた。（総評全国一般十三万、同盟系一般同盟十二万八千）

こうして私達の運動は一応の役割を果たしてきたが、一時内部に共産党細胞の策動、組合長の長期療養の爲、運動は停滞情況をつづけてきた。

一方全国的には『合同労組』は産別整理の予備的手段としての組織方法と考えられ、結果として、企業別労働運動の補完手段にすぎなくなつて了つた。

（前出、富士地区合同労組一八年第一号）

さらに、福田氏の分析は鋭い。

「全国の五六万を占める百名以下の事業場労働者が、その八割弱しか労働組合に組織されていないという実態となっており、戦後の労働運動が、官公労、大企業を中心に進められ、企業別組織の形態をとつたため、百名以下の中小、零細企業の労働者を未組織のままに放置し、組合組織ばかりでなく、賃金労働条件、環境衛生、福利厚生等大きな断層を作る結果を招来してしまつた。このような断層の発生は、日本資本主義復興の過程で必然的に発生したものであるが、労働運動のこの部面での空白が、少なから

ざる要因となつたことは否定できない事実である。近年こういう事実の中で、官公労、大企業の労組が自らの闘争の『おもしろ』となっている、未組織労働者の問題を取り上げ、その組織化に努力を注ぎ、最低賃金制の実現のために実力闘争の計画をスケジュール闘争の中に組入れるようになった事は大きな前進ではあるが、これらの努力の中心になっている総評が、

①企業別労組の業種別連合の寄合い世帯である。

②官公労、民間大企業労組の企業セクト、優越者意識が濃厚な
こと。

③既存単産との組織関係から、未組織の組織化に合同労組方式を採用しながら、これを過渡的なものとしてしか評価して
ないこと

④各地の地評にオルグ費（二万三千ないし三万円）の交付という形で上からの組織化を進めているため、中小労連という形で既存の中立労組の寄せ集めで表面的な実績を作っている傾向がみられる

⑤前項と裏腹の関係をなすものであるが、上からの恩恵的、慈善的感覚の産物であるため、組合の経済的基盤を始めから考へていない傾向が強く、上位団体への会費負担さへ消極的な有様で、全国一般産業合同労働組合連合のわずか一円の会費負担も、全国合計二一団体一八、二七二名が行なっているにすぎないというような状態で、多くの克服しなければならぬ欠陥を内包し、やや渋滞の傾向さえ示しているという実状になっている。」

（クロハタ三八号、日アナ連、昭和三四年二月一日、福

田武寿論文「大企業のしわ寄せに苦闘強いられる中小企業労働者」)

この後、合同労組は福田氏の語るところに依れば、戦後日本の資本と労働運動一体となった、企業別組合方式のイデオロギーに抗し切れず、除々に無意識に忍び寄ってくる企業内労組へと、或いはまた資本の側の企業外団体へ出しの策動に屈して、とくに先にも引用した如く、組合長の病氣療養、日共の策動等によって、暫減の傾向を辿るのである。現在、合同労組は結成二十年目を迎えている。組合員数一九四名。福田氏はそろそろタイム・リミットをむかえたと言いつつも、現在、倒産会社の従業員より持ち込まれた紛争に、また近づく第二十回定期大会へ向けての議案書作成、夏期一時金斗争の結果のまとめ等に多忙である。

三、合同労組の思想とその歴史的役割

合同労組と共に歩んできた福田武寿氏の中には、一貫して流れる思想がある。既にそれは、不斷に合同労組の活動の中に具現されているし、今までの引用の中に度々表われていると思われるが、ここでもう一度その主要な論点を整理して、この紹介を終えようと思う。

福田氏自身のまとめた所によると、

- ① 企業、業種の別を超えた一地域で一つの労働組合
- ② 中小零細企業労働者の地位の向上と労働条件の改善
- ③ 未組織労働者の結集

にある。この三点は、一つの方向に向いた批判の矢である。即ち、戦後の日本の労働運動の支配的イデオロギーに対する鋭い批判を提出しているのである。

「日本の労働者は、四六年度調査データーによると、六二、四二八組合に一一、六八四、二六三名が組織され、推定組織率は三五・四％で、英国の四五・七％、西独の三五・九％に次いで、米の二七・八％より高い組織率を示しているが、公務六七・五％、運輸通信と電気・ガス・水道の公共事業で六四・三％の組織率と高い組織率を示し、この部分だけで全体の三分の一を占め、残りの部分についても、鉱業が五三・五％の組織率を示すように独占大企業で高い組織率となって居り、之が総評三六％、同盟一八％、新産別〇・六％、中立労連一一・四％、その他三四％と云う形に整理されているが、組合規模では、五千人以上四五・四％、千五百人二三％、五百人千八・二％、三百人五百人六％、百人三百人十・二％、三十人百人五・六％、三十人未満一％、七七％以上が五百人以上の組合に組織されており、民営企業に於ける組織状態を企業規模別に見ると、五百人以上の大企業労働者が六七・五％を占め、日本海運組合の一五六、二一六名と業種別又は※別合同労組を除く、大部分が経営体の規模が組合の規模となる企業に定着した後には五百人以上の組合の八二％が締結している労働協約に基づいて、その企業の特定された身分の従業員であることを条件とする組合に加入を強制され、その大部分がユニオン・ショップ条項によって統制を受けると云う組織形態をとっており、組合は企業と運命共同体的な宿命を背負って、そのセクト・エゴを追求していると云うのが実態で、その誇りとする所は、他企業

他労組よりも『高い賃金、短い労働時間、恵まれた福利厚生』等
にあって、健保、年金等社会保障に関する要求でも、保障水準の
全般的向上よりも、所属グループの特権的制度の実現に向うと云
う有様で、各種制度の分立と対立を招く結果となっている。この
ような形で、日本資本主義制度の中に組み込まれ、整然と格付け
られ、序列付けられながら、アジア、アラブを初めとする新興諸
国の原料資源を輸入し、高度加工工業製品として輸出、全体とし
て一九七〇年にはアジア諸国一人当り国民総生産の平均で一五倍
もの生産高を示し、八十年には四十倍にも達しようとするといふ
拡大政策の協力者としてその地位を保全、その分配率を高めよう
とする運動が、独占企業の上層労働者を中心とする企業組合執行
部によって、実践的労働運動と称して、『労働戦線の統一』を大義
名分として行なわれようとしている。

(前出、富士地区合同労組十九年第一号、二、活動の方向と考
え方より)

「合同労組の方針」

1. 企業の枠を超えた横断組織として、労働市場を独占する
2. 現在の産業別組織のような企業別団体加入の形を排し、
個人加入を原則とする
3. 失業者でも加入できる

——以上が主な特色で、実践的な方針では、労組法十八条の地域
的一般拘束力の獲得、従って地域別または業種別の最低賃金制の
実現や、クローズドショップの獲得を基盤とする組合員の職業紹
介などを将来の希望とし、労働運動再編成の非願をこめて苦斗し

ている。(前出、クロハタ二六号「中小企業と合同労組」より)

企業別に整理された組合に対する不信感は今日本労働者の中に「
組合運動そのものに対する不信」として或いは組合を会社幹部へ
の踏台の一つとして見るという見方に表われている。先年米行な
われている、国鉄を始めとする官公労ストに対する、労働者の側
からの複雑な反応は、資本の側にとり込まれてしまった労働者意
識の分裂を、はっきりと示している。企業別組織という戦後日本
資本主義を裏面から支えてきた形態は、資本の側の明確なイデオ
ロギーを支えてきた、日本の風土、歴史の中から不断に産み出さ
れてきた意識との困難な戦いなくしては、これを粉砕することは
できない。その困難な試みの実践の一つとして、合同労組がある。

合同労組は未組織労働者の分野からの試みである。この点におい
て、企業別労組から締め出され、日本資本主義を底辺から支える
労働者の様々な生活と意識、或いはまた選別され差別され続けて
いる労働者の生々しい現実との接点を持つことができた。この現
実は、日本資本主義の二重構造という特色をより具体的に教えた。
この事について福田氏は中小企業論として『クロハタ』その他に
展開しておられる。

福田氏の指摘された事、合同労組の思想とその結成への情況は、
今なお新しい現実である。簡単な紹介ではあったが、後日また、
福田氏自身の手になる『合同労組運動』が書かれることを期待し
て、終える事にする。

※「……業別労働組合の形態をとり、労働者は企……」